

20 商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル条約

署名 一九〇七年一月八日 (一トク)
効力發生 一九〇一年一月二日
日本國 一九二〇年二月一日
一九二一年一月六日批准、二月三日批准
書寄託 一九二一年一月三日公布(条約七号)

當事國 三八

独逸皇帝普魯西國皇帝陛下(以下締約國元首名略)ハ、戰時ニ於テ商船ヲ戰艦艦隊ニ編入スル為、之ヲ行ヒ得ヘキ条件ヲ定ムルノ希望スヘキコトヲ考慮シ、締約國ハ、商船ヲ軍艦ニ変更スルコトハ之ヲ公海ニ於テ行ヒ得ルヤ否ノ問題ニ関シ、一致シルコト能ハサリシニ因リ、變更ノ場所ハ問題外ト爲シ、左記ノ規則中ニ包含セラレザルモノナルコトヲ考慮シ、之カ爲条約ヲ締結セムコトヲ希望シ、各左ノ全權委員ヲ任命セリ。
(全權委員名略)

因テ各全權委員ハ、其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後、左ノ事項ヲ協定セリ。

- 第一条(軍艦ノ權利ノ享有) 軍艦ニ変更セララル商船ハ、其ノ掲クル國旗ノ所屬國ノ直接ノ管轄直ニ監督責任ノ下ニ置カラルニ非サレハ、軍艦ニ属スル權利及義務ヲ有スルコトヲ得ス。
- 第二条(特殊徽章) 軍艦ニ変更セララル商船ハ、其ノ國ノ軍艦ノ外埠ノ特殊徽章ヲ附スルコトヲ要ス。
- 第三条(指揮官) 指揮官ハ、國家ノ勤務ニ服シ、且當該官憲ニ依テ正式ニ任命セラレ、其ノ氏名ハ、艦隊ノ將校名簿中ニ記載セラルヘキモノトス。
- 第四条(乗員) 乗員ハ、軍紀ニ服スヘキモノトス。
- 第五条(戰爭ノ法規慣例ノ遵守) 軍艦ニ変更セララル一切ノ商船ハ、其ノ行動ニ付、戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スヘキモノトス。
- 第六条(軍艦表中ヘノ記入) 交戦者ニシテ商船ヲ軍艦ニ変更シタルモノハ、成ルヘク速ニ右變更ヲ其ノ軍艦表中ニ記入スルコトヲ要ス。

第七条(總加入事項) 本条約ノ規定ハ、交戦國カ悉ク本条約ノ當事者ナルトキニ限、締約國ニノミ之ヲ適用ス。

留保
土耳其國 千九百十七年十月九日ノ第八回總會議ニ於テ爲シタル宣言ヲ留保ス

第八条(批准) 本条約ハ、成ルヘク速ニ批准スヘシ。
批准書ハ、海牙ニ寄託ス。
第一回ノ批准書寄託ハ、之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル證書ヲ以テ之ヲ証ス。
爾後ノ批准書寄託ハ、和蘭國政府ニ宛テ、且批准書ヲ添附シタル證書ヲ以テ之ヲ爲ス。

第一回ノ批准書寄託ニ関スル證書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認証原本ハ、和蘭國政府ヨリ、外交上ノ手續ヲ以テ、直ニ之ヲ第二回和會議ニ送附セララル諸國ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ。前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ、和蘭國政府ハ、同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス。

第九条(非加盟國) 記名國ニ非サル諸國ハ、本条約ニ加盟スルコトヲ得。
加盟セムト欲スル國ハ、書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ、且加盟書ヲ送付シ、之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ。和蘭國政府ハ、直ニ通告書及加盟書ノ認証原本ヲ爾余ノ諸國ニ送付シ、且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ。

第一〇条(効力ノ發生) 本条約ハ、第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ対シテハ、其ノ寄託ノ證書ノ日附ヨリ六十日後、又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ対シテハ、和蘭國政府カ右批准書ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス。

第一一条(廢棄) 締約國中本条約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ、書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ。和蘭國政府ハ、直ニ通告書ノ認証原本ヲ爾余ノ諸國ニ送付シ、且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ。

右通告書ヲシタル國ニ對シテ、其ノ効力ヲ生スルモノトス。
第二条(審判ノ帳簿) 和蘭國外務省ハ、帳簿ヲ備ヘ置キ、(第八条第三項) 及ハ廢棄(第十一条第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス。

各締約國ハ、右帳簿ヲ閲覧シ、且其ノ認証抄本ヲ請求スルコトヲ得。
右記載シテ、各全權委員本条約ニ署名ス。

(全權委員署名他略)

